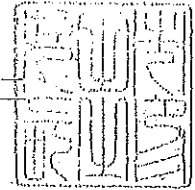


30吹市市第786号  
平成30年9月21日  
(2018年)

吹田市個人情報保護審議会 会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問  
します。

記

吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務における新たな  
電子計算機処理に係る個人情報保護について

吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

1. 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例 12 条第 1 項)
2. 対象業務	吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務
3. 業務概要	<p>1 事業の概要</p> <p>現在、住居表示台帳についてはすべての情報（建物形状・位置等）を紙ベースで管理しており、住居の新築届けがあった場合等の情報更新についても、単一の青焼き図面・マイラー図に対して作図・消去等の修正作業を手作業にて実施しています。本件システム構築の概要としては、紙ベースで保有する情報を電子データ化するとともに GIS (Geographic Information System) 化することにより、家屋形状図面をはじめ付帯する属性データ（データ作成・修正日時、緯度経度情報等）を含めてシステムに一括登録・管理することで、事務の効率化・高度化を図ることを目的としております。</p> <p>2 吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務</p> <p>(1) 住居表示台帳電子化に伴う業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の住居表示台帳（マイラーB4）をスキャニングし画像化を行う。</li> <li>・GIS データ（道路図・家屋参考図等）を背景画像とし、建物の形状や位置合わせを実施してレイヤを作成</li> <li>・町丁目界や街区界のデータ整備</li> </ul> <p>(2) 住居表示台帳システム構築業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)にて電子化された住居表示台帳データの閲覧・編集・更新用システムを本市 SJ 系ネットワーク内共通基盤システムに仮想化技術を用いて Web システムで構築する。</li> <li>・現在市民課のみにて青焼き図面を用いて建物の位置確認等を実施しているものを、各出張所等でも画面にて位置情報等を確認（閲覧のみ）できるよう運用拡大を予定している。</li> <li>・システム内にて保有するデータ項目 別紙「データ項目一覧表」</li> </ul>
4. 本業務導入の理由	住所付番作業は、申請者を待たせた状態で作業を実施するため、正確性はもちろん作業スピードも要求されており

	<p>ますが、本件業務を電算システム化することで、紙ベースの図面を用いた作業に比べて格段に検索性の向上が実現できるため、より一層迅速・正確な付番作業が実現されます。また、図面そのものが全市一体のものになることで、基礎資料となる各街区の紙図面の精度に依存することなく正確性が確保でき、また、電子データ化の作業の中で、積年手作業により形成されてきた建物形状の歪みや位置情報の不整合が全て修正されることとなります。加えて、新築建物の形態を手書きではなく電子データで編集、保存が可能となることで、図面作成・編集作業も格段に効率化されるとともに、紙ベースの資料とは異なり、経年劣化の懸念や編集作業による破損等の懸念もなく、バックアップデータを保存できるようになることで、万一のデータ紛失に備えることもでき、業務継続性が確保されることとなります。</p>
5. 審議に諮る理由	<p>今回の業務が、これまで手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
6. 個人情報の内容	<p>別紙「個人記録項目一覧表」のとおりです。</p>
7. 今後の予定	<p>平成31年3月末 稼働予定</p>
8. 担当室課	<p>市民部市民課</p>



30吹児支第642号  
平成30年10月5日  
(2018年)

吹田市個人情報保護審議会 会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

吹田市子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に係る個人情報保護について

吹田市子ども子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査に伴う個人情報の収集について

1. 諮問する項目 (諮問の根拠)	収集方法の制限 (吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号)
2. 対象業務	吹田市子ども子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査業務
3. 業務概要	<p>《概要》</p> <p>平成32年度(2020年度)を始期とする吹田市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握、子供と家庭を取り巻く環境等の現状を分析する必要がありますことから、保護者に対する利用希望把握調査(ニーズ調査)を平成30年12月に予定しています。</p> <p>《根拠法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法(平24法65)</li> <li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平26内閣府告示159)</li> </ul>
4. 収集する個人情報 情報の内容	氏名、住所、年齢
5. 審議に諮る理由	<p>アンケート対象者について住民基本台帳から対象世帯を母集団として層化抽出方法により抽出することが、吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号に該当するため。</p> <p>無作為抽出後、回答のあったアンケートについては、対象者のニーズを統計的に把握することにより、次期子育て支援事業計画の策定にあたっての基礎資料とします。</p> <p>《調査方法案》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象地域：吹田市全域</li> <li>2 対象者：吹田市内在住の             <ul style="list-style-type: none"> <li>①0～5歳までの就学前児童のいる世帯</li> <li>②小学1～6年生の児童のいる世帯</li> </ul>             各3千(合計6千)世帯           </li> <li>3 抽出方法：住民基本台帳から対象世帯を母集団として層化抽出方法により抽出</li> <li>4 調査方法：郵送による配付・回収</li> </ol>
6. 今後の予定	平成30年12月実施予定
7. 担当室課	児童部子育て支援課